



**所沢市議会基本条例第27条第1項の規定に基づく
検討結果報告書**

平成27年9月

所沢市議会

1 趣旨

所沢市議会は、平成21年3月に所沢市議会基本条例（以下「条例」という。）を施行した後、積極的に議会の活性化および議会改革を行い、一般質問の一問一答方式の実施をはじめ、議会報告会の開催、政策討論会の開催、意見提案手続の実施、議員定数の見直しなど様々な取り組みを実施してきたところである。

条例が施行されてから6年が経過したこともあり、市民の要望や議会運営における環境の変化等を勘案すると時代に即した条文の見直し等が必要と考え、平成27年7月7日の本会議において議会基本条例の改定に関し調査・研究をするために、「議会基本条例改定に関する特別委員会」を設置した。

本報告書は、一般選挙後、速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するとして条例第27条第1項の規定に基づき実施した目的の達成度等の評価結果を取りまとめたものである。

なお、この報告書及び特別委員会の調査・研究の結果により、同条第2項の規定に基づき、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

2 対象項目

- (1) 条例の条項ごとに、実施・未実施等を含めた目的の達成度及び方向性について評価した。
- (2) 備考には、実績等を記載した。

3 対象期間

平成23年8月から平成27年8月までの間

4 結果

別紙のとおり

所沢市議会基本条例第27条の規定に基づく検討結果表

平成27年8月18日実施

NO.	項目	条例条文	評価		備考(評価の根拠となる実績等)	
			達成度	方向性		
前	前文	前文	/	/	確認	
1	目的	1条	/	/	確認	
2	議会の役割	2条	/	/	確認	
3	議会の活動原則 (公正性・透明性・信頼性) (情報公開・説明責任)	3条	1項	○	継続	公平性、透明性及び信頼性の進展(議長選挙における所信表明)
			2項	○	改善	積極的な情報公開、説明責任
			3項	○	改善	自由闊達な協議、論点争点の明確化
			4項	○	継続	ユニバーサルデザインへの配慮、わかりやすい議会運営ICT化の強化を進める。
4	議員の活動原則	4条	/	/	確認	
5	会派	5条	/	/	確認	
6	市民参加及び 市民との連携	6条	1項	○	継続	会議の原則公開 非公開・秘密会の開催なし。
			2項	○	継続	「議員定数(素案)について」を案件に公聴会を開催(H25.2.5) 委員会において、議案審査(1件)、請願審査(4件)、特定事件(1件)について参考人を招致し、審査を行った。
7	議会報告会	7条	○	改善	実施要綱を一部改正(H27.6.1) 議会報告会を原則年4回開催した。	
8	意見提案手続	8条	○	継続	「議員定数(素案)について」、「歯科口腔保健の推進に関する条例(素案)について」のパブリックコメントを実施した。	
9	議員と市長等 執行機関の関係	9条	1項	○	改善	質疑における一問一答は検討課題。
			2項	○	継続	反問権の取り扱いを確認(H24.7.5)
10	閉会中の文書による質問	10条	○	継続	「コミュニティFMに関する質問」、「入込観光客数に関する質問」について実施した。	
11	議会審議における 論点情報の形成	11条	○	改善	決算資料について検証を行うものとする。	
12	議員間の自由討議	12条	1項	○	拡充	委員会での自由討議は実施したが、本会議における自由討議の実績はなし。
			2項	×	拡充	達成されていないため、今後、協議する。
13	政策討論会	13条	○	継続	設置要綱を廃止し政策討論会実施要綱を制定(H26.8.27)	
14	委員会の運営	14条	1項	○	継続	平成23年第2回(6月)定例会で2常任委員会による連合審査会を実施した。 平成26年第3回(9月)定例会で総務常任委員会と他3常任委員会で連合審査会を実施した。
			2項	○	継続	正副委員長連絡協議会は毎年、必要に応じ実施している。
15	議会運営委員会	15条	○	拡充	「議員定数のあり方に関する審議会」運営(H24) 予算特別委員会の運営(平成26年第1回(3月)定例会、平成27年第1回(3月)定例会)	
16	政務活動費	16条	○	継続	領収書の添付・適正支出 ホームページ公開(H26. 5)	
17	議員研修の充実強化	17条	○	拡充	広聴広報委員会研修会、市民環境常任委員会議員研修会等を実施した。	
18	議会事務局の充実	18条	×	拡充	所沢市職員定数の定めによる事務局職員数は14人であるが、現在のところ13人である。	
19	予算の確保	19条	×	拡充	市議会だよりの全戸配布・議会設備の更新等の事業実施に向け、予算の確保に努める。	
20	議会図書室	20条	○	拡充	定期的に図書の充実を行った。	
21	議会広報の充実	21条	○	継続	事務事業評価は毎年実施し公表した。 広報紙等の充実としてツイッターを実施した。	
22	専門的識見の活用	22条	○	継続	「地域公共交通の現状と課題について」市民環境常任委員会議員研修にて活用した。(H26.10.24)	
23	附属機関の設置	23条	○	継続	「議員定数のあり方に関する審議会」を設置し、議員定数の根拠等について諮問した。(H24.5.14)	
24	議員の政治倫理	24条	○	継続	政治倫理規程を廃止し、政治倫理条例施行(H24.1.1)	
25	議員定数	25条	○	継続	議会が設置した附属機関より提出された算出根拠に係る答申をもとに定数条例の一部改正を行った。(H25.3) 現在の定数(33人(附則に規定))の検証は今期行うものとする。	
26	議員報酬	26条	/	/	確認	
27	見直し手続き	27条	○	継続	当該実施(H27.8.18)	